

令和2年12月感染拡大防止に向けた 営業時間短縮協力金(大阪市・府共同)に関するご案内

◆ 営業時間短縮協力金とは？

新型コロナウイルス感染症拡大を受け、大阪府が「第32回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議」において実施を決定した休業要請等(以下「要請」)にご協力いただいた事業者に、「感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金(大阪市・府共同)」(以下「協力金」)を支給いたします。

◆ 対象者(支給要件)

次のいずれにも該当する事業者が対象です。

- (1) 要請の対象区域内(大阪市全域)に施設(店舗)を有すること。
- (2) 対象施設(店舗)を運営(当該施設を自ら使用し営業活動を行うこと。)しており、令和2年12月16日～12月29日までの全期間、要請(休業・営業時間短縮)を遵守していること。
- (3) 対象施設(店舗)において、要請期間終了(令和2年12月29日(火曜日))までに大阪府感染防止宣言ステッカーを導入(登録・掲示)していること。
- (4) 対象施設(店舗)において、営業に関する必要な許認可等を取得していること(飲食店営業許可は必須)。

◆ 支給額

1施設(店舗)あたり76万円

※協力金の支給は、対象となる1施設(店舗)につき1回に限ります。

◆ 申請手続

申請手続の詳細については、12月下旬ごろ改めて下記ホームページにてご案内いたします。詳細については下記ホームページにて随時更新予定です。

令和2年12月感染拡大防止に向けた
営業時間短縮協力金(大阪市ホームページ)

<https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000522177.html>



【申請開始日】令和3年1月4日(月) 以降速やかに受付開始予定

※原則オンライン申請を予定しておりますが、オンライン申請をご利用いただけない方は郵送が可能です。郵送の場合は支給までに時間を要します。

◆ 問合せ先

・営業時間短縮協力金コールセンター

06-6655-0711・0820(月～土、9時～17時30分)

(※日曜日および祝日、年末年始(令和2年12月31日(木)から令和3年1月3日(日)まで)は対応していません。ただし、令和2年12月20日(日)は9時から17時30分まで対応しております。)

※休業要請等については大阪府休業要請等コールセンター 06-4397-3268 まで

